

大洲市告示第90号

公募型プロポーザルの公告

大洲市上下水道台帳システム再構築業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年7月1日

大洲市長 二宮 隆久

1 業務の概要

(1) 業務名称

大洲市上下水道台帳システム再構築業務

(2) 業務の目的

本業務は、大洲市上下水道事業における上下水道施設の適切な維持管理、業務の効率化・高度化、及び住民サービスの向上を目指し、ストックマネジメント計画に基づく管路施設情報や維持管理情報を効率的に管理するための上下水道台帳システムを統合し、各種情報の整備を行うものである。

(3) 業務内容

別紙「大洲市上下水道台帳システム再構築業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

(5) 履行場所

大洲市

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たし、当該業務に係る公募型プロポーザル参加資格審査申請を行い、参加資格を認められた者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格の認定を受けていること。ただし、資格の認定を受けていない者で、参加を希望する者は、所定の手続きを経たうえで今回の業務に限り参加できることとする。
- (5) 募集開始日（公表日）において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年大洲市要綱第106号）の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (6) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (7) 官公庁等が発注した上水道若しくは下水道に関する台帳システムの構築に関する業務について、完了した実績を有すること。
- (8) JIS Q 15001 に準拠した個人情報保護に関する個人情報保護マネジメントシステムに適合し、プライバシーマーク（Pマーク）を企業として取得していること。
- (9) ISO 9001 若しくは JIS Q 9001（品質マネジメントシステム）を企業として取得していること。
- (10) ISO 27001 若しくは JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を企業として取得していること。
- (11) 受託者は、本業務の実施にあたり、次の要件を満たす技術者をそれぞれ配置すること。

管理技術者

- ・技術士「総合技術監理部門又は上下水道部門」（いずれも選択科目：下水道又は上水道）の資格を有する者。
- ・(7)の業務又はこれと同種業務の実績と同等の業務に従事した経歴を有する者。

照査技術者

- ・技術士「総合技術監理部門又は上下水道部門」（いずれも選択科目：下水道又は上水道）の資格を有する者。
- ・(7)の業務又はこれと同種業務の実績と同等の業務に従事した経歴を有する者。

3 参加手続

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市役所建設部上下水道課下水道工務係（担当 富永）
電話 (0893) 24-1720
FAX (0893) 24-3850

E-mail gesuidouka@city.ozu.ehime.jp

- (2) 実施要領・仕様書、参加申込書等の入手方法
大洲市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。
URL <https://www.city.ozu.ehime.jp/>
- (3) 実施要領・仕様書等に係る質問書
 - ア 質問方法
質問書（様式第1号）を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。
 - イ 受付期間
令和8年7月1日（水）から令和8年7月15日（水）17時までとする。
（ただし、受信確認は、9時から17時までとする。）
 - ウ 提出先及び受信確認先
（1）に示す場所とする。
 - オ 回答方法
令和8年7月16日までに大洲市公式ホームページに掲載する。
- (4) 参加申込書の提出
 - ア 申込方法
郵送又は持参
※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。
 - イ 申込期限
令和8年7月17日（金）午後5時までとする。
 - ウ 提出場所
（1）に同じ。
 - エ 参加資格確認結果
参加申込書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。
- (5) 企画提案書等の提出
 - ア 提出期間
令和8年7月24日（金）から令和8年8月7日（金）までとする。（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）
 - イ 提出場所
（1）に同じ。
 - ウ 提出方法
郵送又は持参による。
 - エ 提出部数
8部（正本1部、副本7部）
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

※参加者が多数となった場合は、書類による一次審査を実施し、一次審査を通過した参加事業者のみプレゼンテーションを実施する場合がある。

① 実施日程

令和8年8月24日（月）（質疑応答を含め40分以内）

※詳細については、企画提案者に別途連絡する。

4 審査の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の審査は、大洲市が設置する「大洲市上下水道台帳システム再構築業務プロポーザル審査委員会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

5 契約方法

受託候補者と大洲市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）の定めるところによるものとする。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案限度価格）を超える場合

キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

ク 著しく信義に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) その他詳細は、実施要領による。